

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【公開番号】特開2004-318116(P2004-318116A)

【公開日】平成16年11月11日(2004.11.11)

【年通号数】公開・登録公報2004-044

【出願番号】特願2004-91316(P2004-91316)

【国際特許分類】

G 03 F 7/004 (2006.01)

G 03 F 7/40 (2006.01)

H 01 J 9/02 (2006.01)

H 01 J 11/02 (2006.01)

【F I】

G 03 F 7/004 501

G 03 F 7/40 521

H 01 J 9/02 F

H 01 J 11/02 B

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月23日(2007.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

粒子径が0.005～0.08μmの範囲にある酸化物微粒子と、酸化物微粒子以外の無機粒子と、感光性有機成分とを含有する感光性ペーストであって、酸化物微粒子と有機成分の平均屈折率N1と酸化物微粒子以外の無機粒子の平均屈折率N2が次式を満たすことを特徴とする感光性ペースト。

-0.07 N2 - N1 0.07 (N2 > 1.65)

【請求項2】

有機成分の屈折率が1.40～1.65、酸化物微粒子の屈折率が1.7～2.6である請求項1に記載の感光性ペースト。

【請求項3】

酸化物微粒子がシリカ、アルミナ、チタニア、ジルコニア、イットリア、セリア、マグネシア、酸化亜鉛、酸化マンガン、酸化銅、酸化鉄、酸化ホルミウム、酸化鉛、酸化錫の群から選ばれた少なくとも1種類を含むことを特徴とする請求項1記載の感光性ペースト。

【請求項4】

感光性有機成分がカルボキシル基を有するコポリマーであり、樹脂酸価は50～150mgKOH/gであることを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の感光性ペースト。

【請求項5】

酸化物微粒子以外の無機粒子が低軟化点ガラス60重量%～97重量%と平均粒径1μm～4μmのフィラー3重量%～40重量%とを含有することを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載の感光性ペースト。

【請求項6】

低軟化点ガラスが熱軟化点450～600であることを特徴とする請求項5に記載の感光性ペースト。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の感光性ペーストを基板上に塗布し、フォトリソグラフィーでパターン形成した後、焼成することを特徴とするプラズマディスプレイ用隔壁の製造方法。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の感光性ペーストを基板上に塗布し、フォトリソグラフィーでパターン形成した後、焼成することを特徴とするプラズマディスプレイ用透明誘電体パターンの製造方法。

【請求項 9】

請求項 7 または請求項 8 に記載の製造方法により作成されたプラズマディスプレイ部材。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】感光性ペースト、プラズマディスプレイ用隔壁およびプラズマディスプレイ用透明誘電体パターンの製造方法ならびにプラズマディスプレイ部材